

兵庫県公報

令和7年10月3日 金曜日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

条 例

| | |
|--|---|
| ○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課） | 1 |
| ○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課） | 2 |
| ○ 県民緑税条例の一部を改正する条例（税務課） | 2 |
| ○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（住宅政策課） | 3 |
| ○ 警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（警察本部装備課） | 3 |

公布された法令のあらまし

◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第36号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令等の制定により、同法別表に定める個人番号利用事務（保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。以下同じ。）に準ずるものとして準法定事務が定められたこと等に伴い、個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例に定める個人番号利用事務から準法定事務と重複する事務を削除する等所要の整備を行うこととした。

◎兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第37号）

「ひょうご経済・雇用戦略」に掲げる「持続可能な地域経済の確立と雇用の創出・安定」の実現に向け、産業構造を改革し競争力を強める施策及び将来を見据えた革新的な施策を重点的に推進するため、法人事業税の超過課税の実施期間を5年間延長する等、所要の整備を行うこととした。

◎県民緑税条例の一部を改正する条例（条例第38号）

近年、豪雨等による気象災害の頻発化や夏季の異常高温の常態化など気候変動による影響が深刻化する中、手入れ不足の森林の増加に伴う災害リスクの増大が懸念されている。また、都市部においては、目標とする緑地割合が達成されておらず、依然として緑が不足している。これらの状況を踏まえ、森林の防災機能を強化する災害に強い森づくりや、都市の環境改善及び防災性向上を図るまちなみ緑化を引き続き計画的に進めていく必要があることから、県民緑税の実施期間を5年間延長することとした。

◎使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第39号）

マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

◎警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例（条例第40号）

警察法施行令の一部改正により、警察官に対する被服の支給に関する基準が改められたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

条 例

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 斎藤元彦

兵庫県条例第36号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改

正する。

別表第1の1の款(4)の項を削り、同款(5)の項中「(7)において」を「以下」に改め、同項を同款(4)の項とし、同款(5)の2の項及び(6)の項を削り、同款(7)の項中「高等学校等」を「就学支援金法第2条に規定する高等学校等」に改め、同項を同款(5)の項とし、同款中(8)の項を(6)の項とし、(9)の項を(7)の項とし、(10)の項を(8)の項とし、同表2の款中(2)の項を削り、(3)の項を(2)の項とし、(4)の項を(3)の項とし、(5)の項を削り、(6)の項を(4)の項とし、(7)の項を(5)の項とする。

別表第2の1の款(1)の項を削り、同款(1)の2の項中「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同項を同款(1)の項とし、同款(3)の項中「、生活保護法」の右に「（昭和25年法律第144号）」を加え、「生活保護法」を「同法」に改め、同款中(4)の項を削り、(5)の項を(4)の項とし、(6)の項を削り、(7)の項を(5)の項とし、(8)の項から(11)の項までを(6)の項から(9)の項までとし、同表2の款(2)の項及び(3)の項を削り、同款(4)の項を同款(2)の項とする。

別表第3の1の款第2欄から第4欄までを次のように改める。

| | | |
|------------|-------|-----------------------------|
| 特定個人番号利用事務 | 教育委員会 | 当該特定個人番号利用事務の区分に応じた利用特定個人情報 |
|------------|-------|-----------------------------|

別表第3の2の款中(3)の項を削り、(3)の2の項を(3)の項とし、(5)の項を削り、(6)の項を(5)の項とし、(7)の項を(6)の項とし、(8)の項を(7)の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

#### 兵庫県条例第37号

#### 兵庫県税条例の一部を改正する条例

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

附則第38条中「令和8年3月11日」を「令和13年3月11日」に改める。

附則第39条第2項中「収入金額」の右に「同条第1項第2号及び第4号に掲げる事業にあっては、」を加え、同条第5項中「第1項」を「第2項」に、「第2項」を「第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

県民緑税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第38号

県民緑税条例の一部を改正する条例

県民緑税条例（平成17年兵庫県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和7年度」を「令和12年度」に改める。

第3条第1項中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

~~~~~

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**兵庫県条例第39号**

**使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例**

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第4の60の2の部(1)の款中「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に改め、同部(2)の款中「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に改め、同部(3)の款中「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に、「第5条の4第1号及び第2号」を「第5条の14第1号及び第2号」に改める。

**附 則**

この条例は、老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。



警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月3日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

**兵庫県条例第40号**

**警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例**

警察官等に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和38年兵庫県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「又は夏服スカート」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。